

2008/09/09  
第5号

岡山パブリック 法律事務所

# ニュース・レター

弁護士法人 岡山パブリック法律事務所



弁護団で個別相談会打ち合わせ(2008/03/20)

## 薬害肝炎訴訟

なかはら ふみこ  
弁護士 中原 文子

### 1 当初の薬害肝炎訴訟

1964年には、フィブリノゲン製剤の製造・販売が、1972年には、第 因子製剤の製造・販売が開始され、止血剤として使用されました。これらの血液製剤には、C型肝炎ウイルスが混入していた結果、これらを投与された多くの方々が、C型肝炎ウイルスに感染しました。そこで、被害者が原告となって、2002年10月以降、国と製薬会社とを相手取り、東京など全国5箇所の裁判所へ損害賠償請求訴訟を提起しました。薬害肝炎訴訟は、このような危険な血液製剤を製造・販売した製薬会社の責任を追及し、血液製剤の製造を承認した国の責任を追及する訴訟です。

そして、2006年6月から2007年9月にかけて、上記5地裁で判決が出され、そのうち4地裁の判決で、国の違法が認定され、薬務行政の不備を指摘されて、2007年11月には、大阪高裁で和解勧告が出され、同年12月23日、議員立法で原告全員を救済し薬害肝炎訴訟の解決を図るという首相の政治決断が出されて、2008年1月16日、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」(以下「特別措置法」といいます。)が施行されました。

### 2 特別措置法の内容

- (1) 対象者 出産時や手術時の大量出血等の獲得性の傷病について「特定フィブリノゲン製剤」や「特定血液凝固第 因子製剤」の投与を受けたことによって、C型肝炎ウイルスに感染された方とその相続人です。
- (2) 請求手続 まず、国(及び製薬会社)を被告として訴訟を提起し、製剤投与の事実、製剤投与と感染との因果関係、C型肝炎の症状について裁判手続の中で確認を受け、これらを証明する和解調書等をもって、(独)医療品医療機器総合機構へ給付金を請求します。

なお、原則として、特別措置法施行日から5年以内に請求する必要があります。

(3) 給付金 裁判手続の中で認められた症状に応じて、以下の金額が支給されます。

ア 慢性C型肝炎の進行による肝硬変・肝がん・死亡	4000万円
イ 慢性C型肝炎	2000万円
ウ ア・イ以外(無症候性キャリア)	1200万円

なお、給付金支給後10年以内に症状が進行した場合には、症状進行を知った日から3年以内であれば、追加給付金の支給を受けることもできます。

(4) その他 国は、上記製剤の投与を受けた方の確認の促進や検査の呼び掛け、肝炎医療提供体制の整備、肝炎医療に係る研究の推進等必要な措置を講ずるよう努めます。

### 3 薬害肝炎岡山弁護団の活動

(1) 上記のような薬害肝炎問題の展開を受けて、岡山県内でも、C型肝炎に関する法律相談が多数寄せられるところとなり、2008年2月10日(日)、岡山弁護士会において薬害肝炎集団説明会が開催され、約500名の方が参加されました。

(2) 続いて、同年3月4日(火)、薬害肝炎の勉強会に引き続き、薬害肝炎岡山弁護団(以下「岡山弁護団」といいます。)が結成され、現在、弁護団員数41名に上り、弁護団事務局及び常設相談窓口を岡山パブリック法律事務所に設けました。

(3) そして、同年3月20日(祝)、薬害肝炎個別相談会を実施し、ここでも約500名の方が参加されました。

(4) その後、月2回の事例・症例検討会を実施して、判例研究やカルテ等の証拠資料を全員で検討してきました。

(5) 同年6月3日、岡山弁護団は、薬害肝炎全国弁護団を構成する大阪弁護団と薬害肝炎被害者救済等の弁護団活動を遂行してゆく上での相互協力に関する協定を締結しました。

(6) そして、同年6月26日(木)、全国一斉提訴の一環として、岡山弁護団でも4名の原告による初の提訴が行われました。

(7) 同年8月7日(木)には、2名の原告による第2回目の提訴が行われました。この時点までの全国の原告総数は、1,060名に上っています。

(8) さらに薬害肝炎被害者の救済に向けて、同年8月24日(日)、第3回薬害肝炎無料相談会を岡山パブリック法律事務所で行いました。

また、第1回提訴分の初回弁論期日が、同年9月11日(木)と9月18日(木)に始まりました。

今後も、岡山弁護団として、逐次提訴を続けてゆく予定です。



薬害肝炎説明会会場(2008/02/10)



左から) 大阪弁護団事務局長 山西美明弁護士  
岡山弁護団事務局長 井上雅雄弁護士  
同 団長 水谷賢 弁護士

「薬害肝炎の相談はこちらでいいんですか？」

1月21日の朝。1本の電話を皮切りに、問い合わせ電話は増え始めた。

平成20年1月17日の政府広報により、薬害肝炎被害者救済特別措置法に関してフィブリノゲン納入医療機関名一覧が掲示され、また1月29日の地元紙に「特措法施行後初の肝炎提訴」として岡山地裁への提訴の報が掲載されるや、問い合わせは急増した。

寝耳に水であったのは患者の方だけではない。厚生労働省の広報には、「給付金の支給を受けるためには、まず、訴訟を提起していただくことが必要」とあり、「最寄りの弁護士会などにご相談下さい」とあったから、岡山弁護士会が受けた問い合わせも相当数にのぼったと思われる。

どういう経緯か、この時点で会から岡山での対応窓口を任された当事務所でも、多い日は1日に90本近くの問い合わせ電話が入るようになった。

当初最も苦労したのは、個別相談の見通しについて患者の方に具体的な回答ができなかったことだ。

薬害肝炎全国弁護団の動きを抜きにしては語れない今後の対応において岡山ではどのような形を取るべきか、未だ会や大阪弁護団などと調整中。弁護団結成の見通しは立たないが、有料・個別で受任するのも時期尚早。そんな中、水際で電話を受ける事務局職員は、怒濤のような患者の方たちのいらだちにさらされた。

「現在、岡山弁護団結成の見通しは確定しておりません。大阪弁護団と協議して、今後の対応方法を検討しているところです。お急ぎの場合は、大阪弁護団の設置したホットラインにお電話を…」

「そこには何度もかけたわ！こないだから何遍かけても話し中でつながらんから弁護士会にかけたら、おたくにかけえ言うから、かけとんじゃが！たらい回しにするんか！」

………

「お電話がつながりにくい場合は、FAXや、インターネットからの相談も出来るそうですので…」

「そんなものは持ってないんじゃ…お金のうてインターフェロンも使えん…FAXやらパソコンやら、生活保護でやっと生活しとるもんになんかそんなものはないんじゃ」

………

「これから岡山での受け皿づくりをして参りますので、それをお待ちいただくか、お急ぎの場合は大阪弁護団のホットラインにおかけ下さい。特措法が施行される5年間は常設しております。」

「そんなこというて、私はもう肝臓ガンなんじゃが、5年後に生きとるという保証をあんたしてくれるんかな！」

………

社会保障制度や国政に意見する内容のお話を2時間以上にわたって語られた人もいた。夫と子ども病気で寝たきりという患者の方は、「病気の年寄り早く死ぬと云うことですね。」と、電話を切られた。無力さを噛みしめながら、出来るのは、すみませんと謝り続けることだけ。他方で遅々として進まないように見える相談体制づくりにじれた。

2月に入り、ひとまず個別の相談窓口として大阪弁護団の先生方の事務所電話番号を紹介してよいつの暫定措置を得た。これまで宙ぶらりんで、相談の行き場がなかった患者の人たちに、やっと窓

口をご案内できる！しかしほっとしたのもつかの間、今度は、紹介された弁護士の対応が冷たい、救済対象外と言われたが納得できない、大阪までの電話代はどうしてくれる、岡山で相談できないのか、など新たな色合いの苦情も入るようになった。

それまでも何度か問い合わせを受けていた患者の男性は、大阪への電話で救済対象外と言われたと興奮し、「こんなことなら特措法なんか出来ん方が良かった！いっそ自爆テロでもするか！」と怒りをぶつけてこられた。「私が悪いの！？」と爆発しそうになる。と、「...肝炎じゃからいうて、わしゃあ孫も抱かせてもらえん。感染する思うとらんかしらんけど、皆ははっきり言わんけどわかるんじゃ。わしだつてなあ、孫のおしめもかえてやりたかったし、一緒に風呂にも入りたかった。なんでそんな人並みのことができんのか思うたら情けのうなるんじゃ。」そんなことでは感染しない、ということはこの人も百も承知だ。理屈で動かし難い現実、身を任せて生きる絶望感に一転、言葉を失う。その方は最後に、「まあ、あんたにこんなこと言うてもしょうがねんじゃがなあ、悪かったな。」と言って電話を切られ、それから二度とはかけてこられなかった。

ある女性は、「紹介してもらった大阪の先生に相談したけど、カルテがないなら提訴は難しいと言われました。1月以降今まで、誰を恨もうか、どうしてもらおうか、そればかり考えていたけど、これからは気持ちの区切りをつけて、健康を取り戻すことを第一に生活していきます」とわざわざ報告してこられた。その前向きな決意の裏で、この方がどれほどの悔し涙を流したかを思うと、頑張ってくださいとひとこと言うのが精一杯だ。電話一本一本が、死の恐怖や差別や孤独を抱えて生きる、重い人生そのものであることに、事務局は気づかされていた。

感情の発露は様々でも、薬害、という残酷な運命を背負った瞬間から病氣と向き合い、不運を呪う気持ちと一度は折り合ってきたであろう患者の方々。一抹の諦観の中で、懸命に、あるいは淡々と日々を過ごして来られた方々を、「一律救済」という耳当たりの良い言葉で無理矢理覚醒させ翻弄する今回の特措法。焦燥に駆られ電話をかけてきたこの人たちを、法律は本当に救済することができるのか。疑問をさしはさむ間もなく電話は掛かってくる。

事務局用に作成した「薬害肝炎電話対応マニュアル」は、各方面の協議が進むごとに改訂を行い徹底したが、事務局職員は、電話の向こう側から投げつけられる、マニュアルだけでは処理しきれない様々な感情もひたすら受けとめ、辛抱強く対応した。「他の業務もあるのに」「なぜうちなのか」という当初の不満のかわりに「これも一緒に送って差し上げていいですか？」「こうお返事してもいいですか？」「これをお教えしたらどうでしょう」職員一人一人が、患者の方の心に寄り添い、工夫し、提案をあげてくるようになった。

2月10日に大阪弁護団の集団説明会が岡山で行われると、問い合わせの様相は徐々に落ち着いたものに変わっていった。3月上旬には岡山でも弁護団が結成されることになり、41名もの有志の先生方が参加されるという頼もしい状況となった。当事務所の水谷所長が団長に、同井上雅雄弁護士が事務局長に就任し、パブリックは正式に弁護団事務局窓口となった。3月20日には、大阪弁護団の協力を得ながら岡山で初の個別相談会が行われ、500人あまりの患者の方やその付き添いの方が詰めかけた。その中には、私たち事務局が何度かお電話を受けてきたお名前も見え、やっとここまでご案内できたことにほっとしたものだ。

弁護団の先生方、弁護士会のご尽力により、地元の相談対応が具体的に機能を始め、担当弁護士への振り分け体制が整ってからは、問い合わせの処理は機械的にスムーズになった。ただそれは、



今まで事務局が引き受けていたものを今度は弁護士の先生方が引き受けているのであって、法律の掌からこぼれ落ちた痛切な思いが、消えてなくなったわけではないということを、私たちは知っている。

平成20年6月26日、岡山弁護団結団後初の提訴。原告は4名。続き、8月7日に2名の提訴。8月末現在までに合計6名の原告である。

一方、現在までに岡山パブリックの事務局が受けた患者の方々からの問い合わせ電話は、624人分である。

6人の原告の後ろに、624もの悲痛な訴えがあることを、私たちは決して忘れない。それは重苦しい記憶ではあるが、公設法律事務所の事務員の「心のスキル」となって、今後の対応に生きていくことを確信している。

ある日の河端弁護士。

「あの～五菱会のヤミ金被害回復問い合わせ電話、うちの番号にしちゃっていいですかね～…」

「……」

「あ、やっぱりだめですよ～」

「いいえ、やりますよ、やりますとも！」

公設の事務局は、今日も勇気凛々、電話を取っている。



ピラ配り(岡山駅前)

## 反貧困キャラバン 2008 おかやまを終えて

おかざき まきみ  
事務局 岡崎 牧水

「人間らしい生活と労働の保障を求めて、つながろう！」をメインスローガンに平成20年7月12日、福岡県北九州市(西ルート)を出発したキャラバンカーは西日本各地を廻り、9月3日に岡山県に引き継がれました。今回は岡山でのキャラバンの活動を報告したいと思います。



司法書士の先生とともに  
ピラ配り

平成20年6月某日、当事務所のクレサラ委員会に所属している私に白羽の矢が立ち、不勉強のまま第1回岡山実行委員会議に出席しました。実行委員会のメンバーは前年のクレサラ対協に参加された方とほぼ同じで、面識のある方ばかりでしたので安堵したものの、テーマは『反貧困』、主催団体も生活保護問題対策全国会議と前回とは大きく異なるものでした。シンポジウムを開いてみては、駅前でピラを配ってみては、市議会、県議会に陳情もしくは請願、または国会議員に直接請願してみても…と実行委員から案は次々出るものの、なかなか具体案に至らず遅々として進まない会議が続きました。

実行委員自体が生活保護についてあまり詳しくないので具体的ににならないのではないかと、勉強会をしようという提案から8月某日に、ソーシャルワーカー、債務整理を中心に活動されている司法書士、ホームレス支援をされている活動家を招いて勉強会が開かれました。当事者を実際に支えている方の話はとても分かりやすく、そして実情は私が認識していた何倍も悲惨でした。この勉強会以降、会議はスムーズに進み出し、予定と役割が次々と決まっていきました。



ピラ配り  
…頑張りました！

9月3日に香川県からキャラバンカーを引継ぎ、4日倉敷街宣、そして4日の夕方にパブリックの駐車場にキャラバンカーが到着した時は、そのいかつい仕様とついにキターという気持ちでワクワクしました。5日の岡山街宣では事務局の多々納さんが運転手を買って出てくれ、津山支所のインターンの学生(杉山君)と3人で、岡山市内の病院、生協にビラの設置と張り出しのお願いに廻りました。貧困問題に関心が高まっている為か、ビラを一読して頂くと、各所とも非常に寛容に受け入れてくれました。その後12時30分に岡山県知事へ申し入れするべく、岡山県庁に移動しました。中原先生は実行委員会のメンバーであり、その責任感の強さから、この日も期日が直後にあったにも関わらずぎりぎりまで参加されていました。(すごい...)。申し入れ後は再び岡山市内街宣。そして17時30分岡山駅前ビラ配り開始。『反貧困キャラバン』とプリントされた真っ青なTシャツを着用した20人弱の集団はとても目立ち、迫力がありました。パブリックからも事務局が9名参加してくれ、また労福協からも司法書士からも予定以上の協力者がいた為、あっという間に500枚のビラがはけました。皆さん本当にありがとうございました！！

そして6日。シンポジウムはろうきんビルで行われました。収容人数最大180名のところ120名余りの集客がありました。講演には『ルポ最底辺』著者の生田武志さん、岡山野宿生活者を支える会代表者の豊田佳菜枝さん、水島協同病院所属医療ソーシャルワーカーの志賀雅子さんを迎えました。生田さんは倉敷市出身で、自身も日雇い労働をしながら、日雇労働者、野宿者の支援をされている方です。路上生活者が多く居住している大阪のあいりん地区の話や貧困社会をイス取りゲームに例えた話(イス=仕事、が人数分なければ、結局誰かがあぶれる。)は興味深いものでした。豊田さんの岡山市内の野宿者への支援活動(毎週日曜日に南方公園と城下地下で炊き出しと物資提供。)の講演、志賀さんの医療現場で起きている貧困(国民健康保険に加入できない患者が高額療養費を支払えず、延命治療を拒み命を絶っている現実。)の講演は、岡山での実情の話であった為、印象深いものでした。

講演や勉強会を通して感じたことは、貧困=自己責任とは必ずしもいえないということでした。しかし国(行政での生活保護受給の水際作戦。)や企業(労働力を育てず、非正規社員、外国人労働者を雇用。)を責めるばかりでも何も解決しないことも現実でした。最低ライン(住居、就職までの生活費)が保障された状態でなければ、就職できない、結果、野宿者(ネットカフェ難民)になってしまう。ただ、野宿者になる前に救済のネットワークを知ること、諦めず人を頼ることも大事だと感じました。野宿者になってしまった多くの方は、貧困に陥った際に頼れる家族、友人がおらず、また救済機関を知らなかった方が大半でした。人の財産は『お金』だけではなく『人』も多くを占めていることを改めて感じました。

今回の活動を通して、パブリックが公設事務所であるからこそ協力できること、そして人員の豊富さ、対外的な影響力の大きさを痛感しました。このような活動に参加させて頂いたこと、そして実際にご協力頂いた方に心から感謝をします。以上ありがとうございました。



県庁にて：中原文字弁護士  
(右から2番目)



キャラバン・カーの前で  
右から2番目：岡崎牧水



岡山県労働福祉事業会館で  
シンポジウムは開催されました。

## 韓国出張雑感

たかはし よしやす  
弁護士 高橋 吉保

私は、水谷賢所長・作花知志弁護士とともに、平成20年5月16日ないし同月18日の間、出張で韓国を訪問し、人権法シンポジウムに参加しました。私は外国へ渡航したことはこれが初めてのこともあり、韓国について記載した雑誌等で予習した上で興奮しつつ渡航しました。

人権法シンポジウムにおいては「弁護士と公益」をテーマにして韓国だけではなく外国の法律家が議論をしていました。私は英語を勉強したことがあるはずなのですが、すっかり忘れており、なかなか議論の内容を把握できませんでした。ただ、韓国を含む外国の法律家が「公益」について非常に関心を持ち、「公益」を図ろうとしているという熱い気持ちは感じる事ができたと思います。

翻って、自分が公益活動をできているか、と考えると、まず、「公益」とは何か、ということを考えなければなりません。

広辞苑によれば「公益」とは「国家または社会公共の利益。広く世人を益すること」とありますが、一般的に、弁護士による公益活動とは、高齢者・障害者その他社会福祉分野事件、女性の人権・家庭内暴力事件、子どもの権利事件・少年保護事件、外国人の権利事件、犯罪被害者支援事件、消費者被害事件・多重債務事件、民事介入暴力事件、労働事件、公害環境事件、住民訴訟等の行政事件を指しており、広辞苑の解説とは若干異なり、我が国における社会・経済などの面において弱い立場に置かれている人の人権を擁護する活動と捉えられているようです。

そして、当事務所には社会・経済などの面において弱い立場に置かれている人が多数相談に来られますので、日々の仕事を一生懸命誠実に処理することが「公益」を図ることになるのかなあ、と考えるに至り、公益活動をしていると胸を張っていえるためには、日々の仕事を一生懸命誠実に処理しなければならない、と自戒しました。

それから、韓国の観光もしてきました。歴史的な建物や有名な観光場所を見たり、美味しい魚や野菜を食べることもできましたが、最も私の印象に残ったのは日本人と異なる(と思われる)韓国人の気質です。なるほど、雑誌などに記載してあることはあながち間違いではないのかなあ、と思いました。韓国人の気質を知りたい方は一度、韓国を訪問されることをお勧めします。大多数の方が既に一度は行かれているか、と思いますが…。

## ～～～ 新任の弁護士4名をご紹介します ～～～

なかはら ふみこ  
弁護士 中原 文子

この度、平成20年6月1日付けにて、岡山パブリック法律事務所で執務を開始致しました。

岡山パブリックと私とのご縁は、平成17年2月に遡ります。その前年の秋に司法試験に合格したばかりの私は、4月からの司法修習には黒いスーツとパソコンが必須であると教えられましたが、生活費以外の余分なお金が無く困っ



シンポジウム会場



左から：  
「共感」の

廉亨國弁護士  
岡山パブリックの  
高橋吉保弁護士  
水谷賢弁護士  
作花知志弁護士  
東京パブリックの  
大川秀史弁護士



中原文子弁護士



ていました。すると、岡山弁護士会の事前研修後の懇親会で、隣に座られた水谷所長が、2か月間のアルバイトに雇って下さり、そのお陰で、黒いスーツを着てパソコンを携えて司法修習に臨むことができました。当時は岡山パブリックの立ち上げ期で、私は、混乱と多忙の中に立ち竦んでおり、電話のスピーカーからヤミ金の怒鳴り声 flowed ときには、「弁護士になると、こんな人と話をしなくてはならないのかな。怖いなあ。」と思ったことを覚えています。平成18年10月、弁護士登録をして仕事を始め、五里霧中の毎日でしたが、1年ほど経過したころ、忽然と欲が湧いてきました。法曹を目指したころの初心に立ち返り、「弁護士らしい仕事をしよう。そのために仕事の幅を広げよう。私は若くないから今しかない。」と決意し、勇気を出して移りました。

現在は、正に「市民のための駆け込み寺」の設立理念どおり、法律扶助による受任、着手金の分割払いによる受任、精神的に病んでいる方や高齢の方からの受任等々、債務整理のみならず、他の民事事件・家事事件でも、従前経験したことのない難しい案件に遭遇しています。そして、少年事件や刑事事件も、「とにかくやってみよう。」と自分を追い込み、2か月で既に3件経験することができました。さらに、薬害肝炎訴訟や子どもシェルターの設立等、幅広い活動に関与させていただいています。このように弁護士としての世界を広げ、未知の分野への挑戦を可能にさせるものは、岡山パブリックの設立理念に支えられたハートと数字に基づく合理的な運営にあると思います。しかも、この事務所では、全員が懸命に考え、どんなに忙しくても全員で協力して乗り切ろうとする空気に溢れています。私は、経験豊かな専門家の先輩方のお仕事ぶりに強く触発されながら、希望を持って努力し、いつの日か、弁護士らしい仕事を自分の頭で創造できるようになりたいと考えています。

今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

おおやま ともやす  
弁護士 大山 知康

初めまして、本年9月より岡山パブリック法律事務所津山支所に勤務しております59期の大山知康です。弁護士登録から2年弱東京の企業法務を業務の中心とする法律事務所に所属していましたが、「困っている人を助きたい」という弁護士を志すきっかけとなった思いが強くなったことと、地元岡山(岡山県玉野市出身)の発展に少しでも貢献できればと思い、新見ひまわり基金法律事務所の後任弁護士に応募し、岡山パブリック法律事務所で半年間研修をさせていただくことを条件に、新見ひまわり基金法律事務所の後任弁護士への就任が決まりました。



大山知康弁護士

当ニュース・レター創刊号で水谷所長が書かれていた岡山パブリック法律事務所の第1目標の「市民のための駆け込み寺」になること、第2目標の過疎地に弁護士を派遣することという2つの目標の更なる達成に貢献できるよう頑張ります。

岡山パブリックでの所属期間は半年になりますが、新見ひまわりを引き継いだ後に「新見市民の駆け込み寺」と言われるような事務所にするための力を身に付けられるように、岡山パブリックでの日々の1つ1つの案件を大切に全力で取り組んでいきたいと考えております。

今後ともご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。





弁護士 <sup>にわ</sup> 丹羽 <sup>かずひろ</sup> 一裕

はじめまして、現行61期の丹羽一裕と申します。平成20年9月10日から岡山パブリック法律事務所勤務を始めたばかりです。

私が弁護士を志した動機は、本当に困っている人々を助けることができれば、というものでした。私は、生まれも育ちも関西で、岡山には縁もゆかりもありませんでしたが、リーガルアクセス障害の解消という事務所の理念や、リーガルエイド等の岡山の熱心な取組みに惹かれ、法テラス(旧スキーム)にお

ける1年間の養成を岡山パブリック法律事務所をお願いすることとなりました。岡山パブリック法律事務所養成していただけるということは、私にとってまさに望外の幸運というほかありません。

また、私は、他分野の専門家の方々とのネットワーク作りにも大変興味を持っております。修習時代には、1月集会での「少年事件と付添人」という企画を担当し、少年との関係性、他分野専門家を含めた少年の周囲の人々との関係性についてじっくり考える機会を持つことができました。その結果、やはり真に人を助けるためには他分野の専門家との協働が必要な場合も多い、と考えるに至りました。こういった点からしても、ネットワーク作りに積極的な岡山パブリック法律事務所養成を受けられるということは、私にとって大変ありがたいことでした。

ところで、私の趣味の一つに、食べ歩きがあります。岡山は、肉、魚、野菜、どれをとっても大変美味しく、また、お酒も非常に旨いところですので、大変うれしく思っております。1年しかいることができないのが、残念でなりません。

短い期間ではありますが、精一杯努力いたしますので、何卒ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

はじめまして。現行61期の増田浩之と申します。いま関心があることは、様々ありますが、とくに労働者の問題については昔からいろいろ考えてきました。

近頃、日雇派遣やワーキングプアといったことが問題となっていますが、僕自身、日雇派遣のワーキングプアだった時期があるので、他人ごとには思えません。

例えばこんな仕事をしました。夏のビーチで、金ザルを使ってひたすら砂利をこす。ビーチサッカーの準備だそうです。炎天下で食べたカレー弁当の、ドロツとした感じは忘れられません。

また、花火大会終了後、観客席のシールをひたすらはがし続ける。素手だったので、最後の方はツメが痛くて仕方ありませんでした。

僕はそんな中、ある日、とあるプラモデル展示の仕事の日に、無報酬の残業で、重い段ボールをたくさん運ばされ、椎間板ヘルニアになってしまいました。もちろん責任追及の方法はあるのですが、健康は戻ってきません。

また、旧来型の職場でも、労働者が軽く扱われる場面は多々あります。僕はかつて5年間ほど、とある市役所に勤めていました。

そして、寒い冬の夜、車で道路凍結の見回りをしていた際、通りかかった代行車に突っ込まれ

弁護士 <sup>ますだ</sup> 増田 <sup>ひろゆき</sup> 浩之



増田浩之弁護士

て、あごを縫うけがを負いました。後輩が坂の下がりきったところに停車したので「危ないな」と感じた矢先の事故でした。労災云々の前に、業務の一環として簡単にけがをしたのが一番ショックでした。

労働者は、とても弱い立場にあります。組合が守ってくればまだいいのですが、組合がうまく機能しない昨今の状況では、弁護士が労働者の権利をしっかり擁護する必要があると思います。

岡パブでは、日々のさまざまな仕事とともに、とくに労働者の問題について関心を持って取り組んでいきたいと思っています。

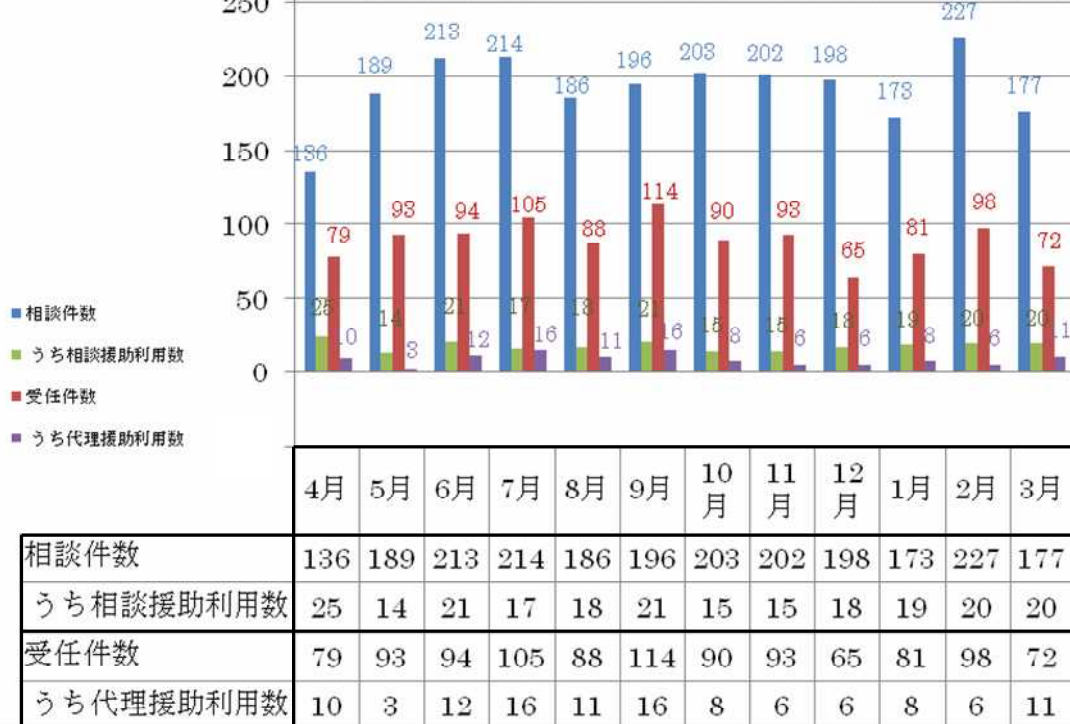
至らぬ点が多々あるかとは存じますが、ご指導のほどよろしく申し上げます。

### 今年度の主な取扱い事件、事務所の動き（2008年4月以降）



- |  |  |
|--|--|
| 薬害肝炎岡山弁護士事務所<br>システム金融（5件）<br>三菱会ヤミ金対応<br>外国人の遺族年金請求国賠訴訟<br>パトカー国賠訴訟<br>金剛川水害国賠訴訟<br>痴漢えん罪刑事事件<br>ラウンドワン住民訴訟<br>消防官団結権侵害国賠訴訟<br>美作市100条委員会 | 裁判員制度模擬裁判<br>伊藤和子弁護士との国際人権法交流会（岡山大学法学部共催）<br>西日本 TLO 連携（岡大支所）<br>反貧困キャラバンの協力<br>三和ファイナンス債権者破産申立協力<br>子どもシェルターモモ設立予定<br>中原弁護士、大山弁護士、丹羽弁護士、増田弁護士入所<br>山崎弁護士退所予定(9月)【法テラス島根赴任】<br>河端弁護士退所予定(10月)【須崎ひまわり基金赴任】<br>第1回都市型公設事務所全国交流会開催予定(11月) |
|--|--|

岡山パブリック法律事務所 2007年4月1日～2008年3月31日 相談・受任件数の実績



相談援助利用数、代理援助利用数は「契約確定分」のみ

#### 弁護士法人 岡山パブリック法律事務所

〒700-0905  
 岡山県岡山市春日町5-6  
 岡山市勤労者福祉センター2階  
 電話 086-231-1141 FAX 086-803-3677

当事務所 Web サイト

URL <http://www.okayama-public-lo.jp/>  
 E-MAIL: [info@okayama-public-lo.jp](mailto:info@okayama-public-lo.jp)

#### 津山支所

〒708-0862  
 岡山県津山市京町73-2  
 丹沢ビル2階  
 電話 0868-31-0035 FAX 0868-31-0036

#### 岡山大学内支所

〒700-8530  
 岡山県岡山市津島中3-1-1  
 岡山大学文化科学系 総合研究棟1階  
 電話 086-898-1123 FAX 086-898-1124